

在宅医療推進設備整備費補助金交付要綱

制定 令和6年9月5日付け 医政第772号

(目的)

第1 在宅医療の提供体制を強化するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された岩手県計画及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知の別紙）に基づき、県内の医療機関又は訪問看護ステーションが、在宅医療に必要な医療機器及び訪問診療等で使用する車両、又はそのいずれかを整備する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、補助金を交付する。

(補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県保健医療計画において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けられ、当該補助金を活用しようとする年度から翌々年度までの毎年度において、訪問診療の実施件数を前年度より増加させる計画を策定する医療機関
- (2) (1)で規定する医療機関と連携して、当該補助金を活用しようとする年度から翌々年度までの毎年度において、訪問看護の実施件数を前年度より増加させる計画を策定する訪問看護ステーション

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、規則第5条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第6 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得等財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とし、同項第2号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価30万円以上の財産とする。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（取得等財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(取組状況報告)

第11 補助事業者は、補助金を活用した年度から翌々年度まで、毎年度の訪問診療又は訪問看護の実績を、当該年度が終了した年の4月30日までに取組状況報告書（様式第5号）により報告しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

別表第1 (第3関係)

区 分	補助対象経費	補助基準額	補助額
第2(1)に掲げる医療機関	在宅医療に使用する医療機器及び訪問診療等に使用する車両	2,000千円	補助対象経費欄に規定する対象経費の支出額と補助基準額の2分の1に相当する金額とを比較して少ない方の額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
第2(2)に掲げる訪問看護ステーション		1,000千円	

別表第2 (第12関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 在宅医療推進設備整備費補助金交付申請書 2 在宅医療推進設備整備費補助金所要額調書 3 在宅医療推進設備整備事業計画書 4 連携する訪問看護ステーションについて(訪問看護ステーションのみ) 5 添付書類 (1) 収入支出予算抄本又は事業収支計画書 (2) その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号 第8号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 在宅医療推進設備整備事業変更(中止・廃止)承認申請書 2 在宅医療推進設備整備費補助金所要額調書 3 在宅医療推進設備整備事業計画書 4 その他知事が必要と認める書類	第6号 第2号 第3号	1部 1部 1部 1部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から10日以内
規則第13条第1項による書類	1 在宅医療推進設備整備費補助金実績報告書 2 在宅医療推進設備整備費補助金精算額調書 3 在宅医療推進設備整備事業実績書 4 在宅医療推進設備整備費補助金請求書	第7号 第2号 第4号 第9号	1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止

	<p>5 添付書類</p> <p>(1) 収入支出予算抄本または事業収支計画書</p> <p>(2) その他知事が必要と認める書類</p>		<p>1部 又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日) から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日</p>
--	---	--	--